

IV. 関 連 資 料

- 歯なまるスマイルⅡR2 年度評価集計結果
- 令和 2 年度フッ化物洗口実施状況
- 歯科口腔保健の推進に関する法律
- 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

【歯なままるスマイルプランII評価集計表】 ※自動集計（Aカシートの内容が反映されます。）

1. 目標

(1) 成果指標

ライフステージ または社会分野	評価	達成	県立保健所										県内 私立学校 (再掲)	私立学校 (再掲)	県全体	歯なままるII R2評価	前年度 の状況	H28基準	目標
			長崎市	佐世保市	西彼	中央	県南	県北	五島	上五島	奄岐	対馬							
1. 乳幼児期	3歳児のおし歯のない歯の割合を85%以上（R4目標）	2,946人 2,597人 80.8%	1,710人 2,387人 87.1%	905人 1,171人 87.1%	2,280人 2,497人 87.5%	882人 1,193人 80.4%	538人 1,387人 74.3%	222人 527人 76.6%	113人 227人 77.0%	179人 367人 74.9%	219人 537人 75.8%	9,944人 8,877人 88.3%	81.3%	81.8%	76.9%	85%			
	3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことのある者の割合の増加（R4目標：90%）	2,891人 2,759人 95.4%	1,709人 1,958人 84.9%	843人 716人 84.9%	2,260人 1,958人 86.6%	882人 782人 89.2%	488人 384人 78.7%	222人 205人 93.7%	119人 228人 99.2%	333人 118人 77.2%	219人 124人 99.5%	9,966人 8,047人 80.8%	80.8%	81.4%	80.4%	90%			
	12歳児の一人平均おし歯の本数の減少（R4目標：0.85本以下）	2,949人 2,184人 73.8%	2,131人 1,388人 65.2%	879人 448人 51.0%	2,544人 2,126人 83.6%	1,081人 1,433人 81.6%	538人 525人 97.6%	271人 101人 37.2%	147人 101人 68.7%	253人 236人 93.3%	239人 207人 86.6%	11,689人 9,102人 77.9%	0.82本	0.91本	1.15本	0.85本以下			
2. 学齢期	15歳児の一人平均おし歯の本数の減少（R4目標：1.2本以下）	1,846人 1,973人 107.0%	1,378人 1,520人 103.0%	413人 588人 142.3%	2,036人 2,181人 107.1%	708人 971人 137.1%	418人 740人 177.0%	269人 270人 100.4%	138人 197人 142.8%	142人 201人 141.6%	208人 210人 100.9%	7,648人 9,424人 123.3%	1.23本	1.48本	1.67本	1.22本以下			
	中・高校生のおし歯のない歯の割合の減少（R4目標：3.0%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯なしに異常を有する者の割合（%）	3.4%	3.8%	3.5%	3%			
3. 成人期	40歳代で歯失歯のない者の割合の増加（R4目標：80%）	対象者数（人） 歯失歯のない者の割合（%）	対象者数（人） 歯失歯のない者の割合（%）	対象者数（人） 歯失歯のない者の割合（%）	対象者数（人） 歯失歯のない者の割合（%）	対象者数（人） 歯失歯のない者の割合（%）	対象者数（人） 歯失歯のない者の割合（%）	対象者数（人） 歯失歯のない者の割合（%）	対象者数（人） 歯失歯のない者の割合（%）	対象者数（人） 歯失歯のない者の割合（%）	対象者数（人） 歯失歯のない者の割合（%）	71.7%	71.7%	80%	80%				
	20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少（R4目標：25%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯肉に炎症所見を有する者の割合（%）	25%	25%	25%	25%			
4. 高齢期	60歳代における歯周良好者の増加（R4目標：90%）	対象者数（人） 歯周良好者の割合（%）	対象者数（人） 歯周良好者の割合（%）	対象者数（人） 歯周良好者の割合（%）	対象者数（人） 歯周良好者の割合（%）	対象者数（人） 歯周良好者の割合（%）	対象者数（人） 歯周良好者の割合（%）	対象者数（人） 歯周良好者の割合（%）	対象者数（人） 歯周良好者の割合（%）	対象者数（人） 歯周良好者の割合（%）	対象者数（人） 歯周良好者の割合（%）	90%	90%	90%	90%				
	60歳代で24歯以上の歯を有する者の増加（R4目標：70%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 24歯以上の歯を有する者の割合（%）	70%	70%	70%	70%			
5. 障害児・者の歯科保健増進	80歳代における歯を有する者の増加（R4目標：50%）	対象者数（人） 歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯を有する者の割合（%）	対象者数（人） 歯を有する者の割合（%）	50%	50%	50%	50%				
	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加（R4目標：60%）	実施施設数（所） 実施施設数（所）	実施施設数（所） 実施施設数（所）	実施施設数（所） 実施施設数（所）	実施施設数（所） 実施施設数（所）	実施施設数（所） 実施施設数（所）	実施施設数（所） 実施施設数（所）	実施施設数（所） 実施施設数（所）	実施施設数（所） 実施施設数（所）	実施施設数（所） 実施施設数（所）	実施施設数（所） 実施施設数（所）	53.1%	53.1%	60%	60%				
6. 歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	歯科保健体制の強化（A.歯科保健強化のための体制づくり）	80.8%	80.8%	80%	80%				
	市町の個別歯科保健計画策定の増加（R4目標：増加）	策定数 策定数	策定数 策定数	策定数 策定数	策定数 策定数	策定数 策定数	策定数 策定数	策定数 策定数	策定数 策定数	策定数 策定数	策定数 策定数	6市町	6市町	7市町	7市町	増加			

※2年に1度実施：H30実施（R1未実施）

(2) 活動指標

達成状況：目標に対して、100%以上（達成）、90%以上（概ね達成）、90%未満（未達成）

評価	圏域				単立保健所										市内		県全体		前年度の状況	H28基準	目標			
	長崎県	佐世郡	西彼	東津	奥島	奥北	五島	上五島	春島	対馬	市町	私立学校	私立学校	県全体	R2評価	達成								
1. 乳幼児期	認可保育所・幼稚園・認定こども園でのフットボール実地実施の割合の増加（R4目標：85%）																			18か所	18か所	85%	67.8%	85%
1. 乳幼児期	小学校でのフットボール実地実施率100%維持（R4目標）																			321か所	321か所	100%	99.4%	100%
1. 乳幼児期	中学校でのフットボール実地実施の割合82%に100%、以降100%維持（R4目標）																			167か所	167か所	100%	94.5%	100%
2. 学齢期	年1回以上全小学校・中学校・高等学校に対して、歯周病対策に係る情報提供の実施。（R4目標：100%）																			77か所	77か所	100%	60%	100%
3. 成人期	過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加（R4目標：65%）																			100%	100%	65%	57.2%	65%
3. 成人期	妊産婦を対象とした歯科健康診査・相談・研修、予防策等を全市町で実施（R4目標）																			15市町	15市町	71.4%	0%	21市町
3. 成人期	若い世代（20～39歳）を対象とした歯科疾患対応策（歯科健診・歯周病検診）、相談・研修、予防策等を全市町で実施（R4目標）																			15市町	15市町	57.1%	達成	21市町
4. 高齢期	40歳以上を対象とした歯科健診（健康増進事業の歯周病検診含む）を全市町で実施（R4目標）																			17市町	17市町	76.2%	達成	21市町
4. 高齢期	【再掲】過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加（R4目標：65%）																			12	12	76.2%	達成	18市町
5. 障害児・者の歯科保健対策	障害児・者施設を対象とした口腔ケア等に関する研修の実施（R4目標：年1回以上）																			未実施	未実施	0.0%	未達成	1回
5. 障害児・者の歯科保健対策	障害児・者施設を対象としたニーズ把握（R4目標：増進）																			未実施	未実施	0.0%	未達成	未実施
6. 歯科保健体制の強化（A.歯科保健体制づくり）	地域への歯科専門職の派遣の増加（R4目標：増進）																			実施10回	実施10回	30.8%	未達成	増加
6. 歯科保健体制の強化（A.歯科保健体制づくり）	歯科専門職の配置の増加について検討する市町の増加（配置済み）																			1市町	1市町	33.3%	33.3%	7市町
6. 歯科保健体制の強化（A.歯科保健体制づくり）	県歯科医師会、県警、第7学区海上保安部、県危機管理課、医療政策課、関係・健康増進課（長崎県口産保健支援センター）と災害に関する協議会の開催（R4目標：年1回以上）																			1市町	1市町	100%	100%	1回

2. (R3.10現在) 市町の歯科保健体制の現状

※この欄は自動計算です

(R3.10現在)

政令市	市	策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健計画の策定状況		歯科保健を協議する場(R3.10現状)
					歯科保健個別計画の検討状況	保健個別計画を策定しない理由、または歯科保健個別計画策定予定(予定年)	
政令市	長崎市	平成24年度策定	歯科個別計画	長崎市歯科口腔保健推進計画	策定済		○
政令市	佐世保市	平成24年度策定	歯科個別計画	佐世保市 歯・口腔の健康づくり推進計画	策定済		○
県南	島原市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康しまばら21(第2次)	予定なし	健康づくり計画において、歯や口の健康についての取り組みを行っている所であり、また、毎年、歯科保健推進協議会にて協議も行っているため、現状では歯科保健個別計画の必要性を感じない。	○
県央	諫早市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康いさはや21(第3次)	検討中	現在、策定に向けて検討中(令和6年度～)	○
県央	大村市	平成27年度策定	歯科個別計画	第2次おおむらお歯なまスマイル21計画	策定済		○
県北	平戸市	平成24年度策定	健康づくり計画	いきいき平戸21(第2次)	予定なし	健康づくり計画に歯科計画も含んでいるため。	○
県北	松浦市	平成26年度策定	健康づくり計画	松浦市健康づくり総合計画 いきいき松浦21	予定なし	歯科を含めた健康づくり計画の策定があること。	○
対馬	対馬市	平成24年度策定	歯科個別計画	歯なまスマイルプラン(対馬市版)	策定済		○
香岐	香岐市	平成29年度策定	健康づくり計画	香岐市保健事業計画(第2次)	予定なし	歯科を含めた保健事業計画(第2次)の策定があるため。	○
五島	五島市	平成25年度策定	健康づくり計画	五島市健康づくり計画	予定なし	五島市健康づくり計画で網羅されており、計画見直し予定時期に、併せて歯科保健も同時に見直す予定である	○
西彼	西彼市	平成24年度策定	健康づくり計画	第二次健康さいかい21	予定なし	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいる。	○
県南	雲仙市	平成24年度策定	健康づくり計画	健康うんぜん21(第2次)	検討中	次期健康づくり計画策定時に個別計画とするか検討する。	○

県南	南島原市	策定年度	計画策定状況		左記計画名	歯科保健計画の策定状況		歯科保健を協議する場(R3.10現状)		
			計画策定状況	健康づくり計画		歯科保健個別計画の検討状況	保健個別計画を策定しない理由、または歯科保健個別計画策定予定(予定年)	協議会設置	別途協議する場の設置	未設置
		平成25年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画	南島原市 ころもと体、口腔の健康づくり、食育推進計画(ひまわりプランⅢ)	予定なし	健康づくり計画の中に策定されており、ころもと体や食育推進と合わせて推進していきたいため。	○		
	西彼	平成24年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画	第2次健康ながよ21	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。		○	
	西彼	平成25年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画	健康とぎつ21(第2次)	予定なし	健康増進計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいる。		○	
	県央	平成27年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画	健康東そのぎ21(第2次)	予定なし	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいるため、新たに計画を策定する負担を省くため。		○	
	県央	平成27年度策定	歯科個別計画	歯科個別計画	川棚町歯科保健推進計画	策定済			○	
	県央	平成27年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画	健康はさみ21(第2次)	予定なし	歯科保健単独での計画を策定する余力がない。	○		
	上五島	平成26年度策定	歯科個別計画	歯科個別計画	小値賀町歯科保健事業計画	策定済		○		
	県北	平成26年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画	健康さざ21 佐々町健康増進計画 佐々町食育推進計画	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。		○	
	上五島	平成30年度策定 令和2年度策定	健康づくり計画 子ども・子育て 支援事業計画	健康づくり計画 子ども・子育て 支援事業計画	新上五島町健康づくり計画 新上五島町第2期子ども・子育て支援事業計画	予定なし	専門職が配置されていないなか、個別計画策定の検討に至っていない。		○	
						6	市町	10	11	0
							計			

3. 令和2年度の取り組み状況
(1) 乳幼児期

政令市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分												
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他					
政令市	長崎市	むし歯予防教室	○											
		1歳6か月児健康診査	○	○		○								
		2歳児歯科健診(1歳6か月児歯科健診結果によりハイリスク児選出し、実 歯育て健診(歯科健診及びフッ化物塗布)	○	○		○	○							
		歯科予防処置事業(1歳6か月・2歳児歯科健診時に、フッ化物歯面塗布を実 施)	○			○	○							
		フッ化物歯磨剤の配布(1歳6か月児歯科健診時に配布)	○											
		3歳児健康診査	○	○										
		フッ化物洗口推進事業	○			○								
		子育て支援センター健康教育	○											
		わいわい広場	○											
		1歳6か月児健康診査		○		○								
政令市	佐世保市	2歳児経過歯科健診(1歳6か月児健診後フォロー事業)		○		○								
		歯みぐ・ルーム		○		○								
		3歳児健康診査		○		○								
		親子のつどい		○		○								
		歯科健康教室(市内保育所・幼稚園・認定こども園・子育てサクルからの講師 派遣依頼)	○						○					
		フッ化物洗口実施状況意向調査	○											
		佐世保市フッ化物洗口推進事業(保育所・幼稚園・認定こども園への補助及 び市歯科医師会との連携)							○					
		幼児歯科健康診査												
		フッ素塗布事業												
		フッ化物洗口事業												
県南	島原市	諫早市子育て支援ガイド	○											
		諫早市ホームページ(更新)	○											
県央	諫早市	乳児健康相談		○										
		1歳6か月児健康診査		○		○								
		2歳6か月児歯科健康診査		○		○								
		3歳児健康診査		○		○								
		フッ化物洗口事業意向調査											○	
県央	大村市	母子健康手帳交付時の個別指導	○				○							
		乳幼児すくすく健康相談での歯科衛生士による個別指導 次世代むし歯予防対策事業(1歳6か月児・3歳児健診・幼稚園・保育所等 フッ化物洗口)	○										○	

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分								
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他	
東北	平戸市	フッ化物洗口事業	○			○	○			
		フッ化物塗布事業	○		○	○			○	
東北	松浦市	乳幼児健診時、歯科衛生士による個別歯科指導	○		○					
		1歳6か月児・3歳児歯科健診	○	○						
対馬	対馬市	1歳6か月児・3歳児歯科健診	○		○					
		幼児歯科相談(フッ化物塗布)	○			○				
対馬	対馬市	幼児歯科健診	○		○					
		フッ化物洗口推進事業	○			○				
対馬	対馬市	乳幼児相談	○						○	
		健康保育	○							
対馬	対馬市	乳児健診	○							
		地域子育て支援事業	○							
対馬	対馬市	2歳児歯科健診	○		○					
		幼児健診	○		○					
対馬	対馬市	フッ化物洗口推進事業	○							
		よい歯の教室(3～5歳)	○							
対馬	対馬市	もうすぐ1年生の歯磨き教室(年長児)	○							
		乳幼児歯科相談事業	○							
対馬	対馬市	歯なまる教室	○							
		幼稚園・保育所におけるフッ化物洗口事業	○							
対馬	対馬市	10か月児健診	○							
		1歳6か月児健診・3歳児健診	○							
五島	五島市	2歳児健康相談	○		○					
		フッ化物洗口事業	○				○			
五島	五島市	幼児歯科相談(1歳6か月児健診、2歳児健康相談でのう蝕ハイリスク児に 対して歯科指導・フッ素塗布を実施)	○							
		乳幼児相談								
西彼	西海市	乳幼児健診(乳児・1.6・3.6)	○		○					
		感染症感染拡大防止のため中止)								
西彼	西海市	保育所・幼稚園等施設におけるフッ化物洗口					○			
		赤ちゃん健康相談	○							
西彼	西海市	1.6歳健診、2歳児親子歯科健診、3歳児健康診査	○		○					
		パパママひろば	○							
西彼	西海市	乳幼児フッ化物塗布事業					○			
		フッ化物洗口普及事業					○			
西彼	西海市	幼児フッ化物塗布(1～3歳児対象、歯科医院にて個別に塗布)					○			
		親子歯科健康診査(2歳以上3歳未満児対象、集団指導や歯科診察を実施)					○			
西彼	西海市	幼児フッ化物洗口(4～5歳児対象、市内の幼稚園・保育園で実施)					○			

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分							一般的な歯科保健相談・指導	教室・研修	独自の歯科に関する助成制度	予防体制(塗布・洗口等)	検査を含む歯科保健指導	普及啓発	健診・健診	その他	
		普及啓発	健診・健診	検査を含む歯科保健指導	予防体制(塗布・洗口等)	独自の歯科に関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科保健相談・指導									
西彼	長与町	お誕生相談(1歳児対象) フッ化物洗口事業(保育園9か所、幼稚園2園、こども園1園)															
		4か月健診 1歳児相談 1歳8か月健診															
西彼	時津町	かかりつけ歯科医検診(1歳11か月～2歳5か月) 2歳3か月児相談 3歳児健診 町立保育所が実施するフッ化物洗口 私立保育所が実施するフッ化物洗口への補助 私立幼稚園が実施するフッ化物洗口への補助 認定こども園が実施するフッ化物洗口への補助 フッ化物洗口推進事業(認定こども園)															
県央	東彼杵町	乳児相談における集団での歯科保健指導 1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検診、個別歯科保健指導															
県央	川棚町	1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布(希望者のみ) 5歳児発達診査の折にフッ素塗布(希望者のみ) 保育園・子ども園のフッ化物洗口事業 フッ化物洗口推進事業(町内保育・子ども園に、フッ化物洗口資材の提供)															
県央	波佐見町	町内保育・子ども園の保護者に向けた歯科教育資料の配布 乳児健康相談(9～10か月児)における歯科相談 2歳・5歳児健診時におけるフッ化物塗布、各健診時における歯科保健指導 フッ素塗布事業															
上五島	小値賀町	子ども園フッ化物洗口 親子むし歯予防教室															
県北	佐々町	長崎県フッ化物洗口推進事業(保育所・認定こども園での全実施) 1歳児歯科教室(歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布) 1歳半健診、3歳児健診でのフッ化物塗布 幼児(2歳・2歳半・3歳児)歯科検診(歯科検診、フッ素塗布) フッ化物洗口推進事業(幼稚園3園実施) フッ化物洗口推進事業(保育園、認定こども園10園実施)															
上五島	新上五島町	歯科健診・フッ素塗布事業(概ね1歳2か月～3歳6か月 町独自事業) むし歯予防講話															
県庁	子ども未来課	全保育所・幼稚園へのフッ化物洗口に係る情報提供(年1回以上)															
県庁	子ども家庭課																

	事業名及び事業概要、または予算事業外対応	内容区分												
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他					
県庁	長崎県フッ化物洗口推進事業（中学校への補助、小中学校への指導助言及び 県歯科医師会への支援委託） ※R2事業終了 フッ化物洗口に関する施設状況の公表（HP） フッ化物洗口効果検証及び報告書の公表	○			○	○								
団体	長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業 「歯みがき時の注意点」ポスターの作成 歯の衛生週間（歯・口の健康週間）イベント 保育所、幼稚園歯科健診データ収集・集計 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール	○			○							○		○
団体	市町健診事業（乳児相談、1.6・2歳児・3歳での母子事業） フッ素塗布事業で対象児と保護者への指導[松浦市委託]	○			○							○		
	合計	63	33	22	59	14	13	58						4

3. 令和2年度の取り組み状況 (2) 学齢期

政令市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分																	
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他										
政令市	長崎市	フッ化物洗口推進事業	○			○													
政令市	佐世保市	学校歯科健診		○															
		就学時健診(歯科健診)		○															
県南	島原市	よい歯の表彰子ども期歯科保健研修会 ⇒新型コロナウイルスで中止	○																
		歯と口の健康週間画ポスター展表彰式 ⇒新型コロナウイルスで中止	○																
県南	佐世保市	佐世保市フッ化物洗口推進事業(市内小中学校及び市歯科医師会との連携)																	
		フッ化物洗口事業																	
県南	諫早市	諫早市内小・中学校フッ化物洗口事業																	
		就学前健診及び歯科健診																	
県南	大村市	フッ化物洗口推進事業(小中学校)	○																
		フッ化物洗口事業(小・中学校)	○																
県北	平戸市	フッ化物洗口推進事業(小・中学校)	○																
		フッ化物洗口事業(小・中学校)	○																
県北	松浦市	フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校への補助)																	
		フッ化物洗口推進事業(小・中学生)																	
対馬	対馬市	歯磨き教室(小学校)	○																
		小中学校におけるフッ化物洗口																	
香岐	香岐市	フッ化物洗口事業(小学校14校)	○																
		フッ化物洗口推進事業(中学校1校)	○																
五島	五島市	小中学校におけるフッ化物洗口	○																
		フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校)																	
西彼	霧仙市	小中学校におけるフッ化物洗口	○																
		フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校)																	
県南	南島原市	児童・生徒フッ化物洗口(小学校・中学校におけるフッ化物洗口実施と推進)																	
		フッ化物洗口推進事業(小学校5校、中学校3校)																	
西彼	長与町	町立小・中学校におけるフッ化物洗口																	
		フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校)																	
西彼	時津町	小学校・中学校のフッ化物洗口事業																	
		フッ化物洗口推進事業(小学校へのフッ化物洗口資料の提供)																	
県南	東彼杵町	小・中学校フッ化物洗口	○																
		みつば会を利用した健康づくり出前講座(小学校のみ/R2年度)	○																
上五島	小値賀町	中学校歯科講話(みつば会日程都合により町保健師にて実施)	○																
		親子むし菌予防教室	○																
県北	佐々町	長崎県フッ化物洗口事業(中学校での全実施)																	
		フッ化物洗口推進事業(小学校11校実施)																	
上五島	新上五島町	長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校5校実施)																	

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分												
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他					
県庁	体育保健課	長崎県フッ化物洗口推進事業 歯・口腔の健康教育研修会（中学校におけるフッ化物洗口）				○								
県庁	学事振興課	私立小中学校に対し、フッ化物洗口に係る調査等の依頼・回収、結果等の周知 私立中等高等学校の校長会、教頭会等における普及啓発についての依頼	○											○
県庁	国保・健康増進課	長崎県フッ化物洗口推進事業（中学校への補助、小中学校への指導助言及び フッ化物洗口への支援委託） ※R2事業終了 フッ化物洗口に関する施設状況及び報告書の公表（HP） フッ化物洗口効果検証及び報告書の公表				○			○					○
団体	県歯科医師会	長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業（再掲） 歯の衛生週間（歯・口の健康週間）イベント（再掲） 歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール（再掲） 歯・口の健康に関する標語コンクール 学校歯科医生涯研修制度基礎研修・更新研修会 「学校健診の友2021」作成 「歯みがき時の注意点」ポスターの作成（再掲）	○											○
団体	県歯科衛生士会	合計	18	3	4	26	5	8	6	8				

3. 令和2年度の取り組み状況

(3) 成人期

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTTC・除石 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他
政令市	長崎市 長崎市歯周疾患検診事業(市歯科医師会委託・歯科医療機関委託) 妊産婦歯科健診事業(ママの歯っぴいチェック、市歯科医師会ほか歯科医療 機関委託)	○	○	○		○		○	
政令市	佐世保市 妊産婦歯科保健指導事業(歯っぴいベビー、市歯科医師会委託) 佐世保市成人歯科健診(所内及び離島歯科健診)⇒新型コロナで集団健診は中止 成人歯科健診勧奨(無料クーポン券)	○	○	○		○		○	
県南	大村市 介護予防・健康教育(きらっと元気教室・まるっと健康づくり教室)⇒新型コロナで中止 デンタルフェスティバル 8020認定証発行	○	○	○				○	
県南	島原市 国民健康保険歯科健診事業 成人歯科相談 母子健康手帳交付	○	○					○	
県央	諫早市 妊婦歯科健康診査 母子保健事業(乳児健康相談、幼児健診)対象者保護者への歯周病予防啓発 成人保健事業(成人歯科検診)	○	○					○	
県央	大村市 成人保健事業(成人歯科検診の節目検診はがき通知・検診一覽周知チラシ) 健康いさはや21の取組(歯の健康についてパネル展) 歯周疾患検診(18歳~74歳 歯科医院にて受診) 口腔保健質問調査による新しい成人歯科健診事業(大村東彼歯科医師会委 員・口腔の健康づくり啓発)	○	○	○				○	○
県北	平戸市 歯周疾患検診	○	○	○		○			
県北	松浦市 広報紙による歯科予防掲載 歯周疾患検診(40・50・60歳)	○	○	○					
対馬	対馬市 成人歯科健診事業(妊産婦及びその家族等を対象) 生活歯援プログラム	○	○	○				○	
杵岐	杵岐市 妊婦のお口の健康チェック事業 歯周疾患検診事業	○	○	○				○	
五島	五島市 生活歯援プログラム	○	○	○				○	
西彼	西彼市 歯周病疾患検診(40.50.60.70歳)			○					
県南	雲仙市 歯周病予防健診(妊婦、20~74歳の市民) 歯科相談事業 2歳児親子歯科健診 パパママひろば	○	○	○		○		○	○

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分						その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTIC・除石 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	
県南	南島原市 歯周病予防健診(20~74歳の市民対象、歯科医院において無料(節目年齢)または500円で健診を受診できるよう補助) お口の健康相談(集団健診受診者対象、健診会場で希望者に対し歯科衛生士による歯科保健相談及び指導の実施)		○			○		
西彼	長与町 長与町歯周疾患検診(30歳・40歳・50歳・60歳の方) 妊婦歯科検診		○					
西彼	時津町 40歳、50歳、60歳の者を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託) 妊婦(妊娠16週から27週まで)を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託)		○					
県央	東彼杵町 歯周病検診(30歳・40歳・50歳・60歳・70歳)※独自の助成は30歳のみのみ 歯周疾患検診(20歳以上を対象とし、町内歯科医院へ委託)		○			○		
県央	川棚町 歯科相談(特定健診会場にて、アンケートで抽出した対象者のみに歯科相談の実施)			○				○
県央	波佐見町 歯科検診・保健指導(18歳以上の特定健診等、受診対象者)		○					○
上五島	小値賀町 R2年度中止							
県北	佐々町 妊婦歯科健診(妊娠中に1回町内歯科医院での健診実施に対する助成制度) 歯周疾患検診(住民健診において40~70歳の5歳毎の節目検診を実施)		○			○		○
上五島	新上五島町 妊婦歯科検診(町独自事業) 歯周疾患検診を30歳、40歳、50歳、60歳の方を対象に実施(歯科医師会委)		○			○		○
県庁	こども家庭課							
県庁	県保・健康増進課 かかりつけ歯科医機能強化研修事業(県歯科医師会委託) 成人歯科衛生指導者養成事業(県歯科衛生士会委託) 咀嚼機能検査を使った歯科保健指導実演予定市町へリーフレット配布 成人歯科保健対応かかりつけ歯科医機能強化研修事業 長崎県市町村職員共済組合長崎県支部歯科健診「お口のチェック事業」 地方職員共済組合長崎県支部歯科健診 全国健康保険協会と長崎県歯科医師会との連携による歯科健診 職場の健康づくり応援事業協力[県]							○
団体	県歯科医師会 企業健診にて生活歯援プログラムを活用した歯科保健指導実演協力[県歯協けんぽ]			○				○
団体	県歯科衛生士会 企業健診派遣協力[総合健康促進保険協会他] 各地域の特定健診・歯周疾患検診・国保検診等にて歯科保健指導実演協力			○				○
	合計	21	27	14	0	11	6	19

3. 令和2年度の取り組み状況
(4) 高齢期

県令市	市長崎市	政令市	佐世保市	島原市	県南	県央	県央	県北	県北	松浦市	対馬市	杵岐市	内容区分						
													普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTC・除石 等)	独自の歯科に關 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導
					事業名及び事業概略、または予算事業外対応														
					在宅寝たきり者及び在宅障害者歯科保健事業(県歯科衛生士会委託) 長崎市歯周疾患検診事業(市歯科医師会委託・歯科医療機関委託) 短期集中型訪問サービス事業(県歯科衛生士会委託) 口腔ケア指導事業(歯つらつ健康教室、県歯科衛生士会委託)														
					佐世保市成人歯科健診(所内及び離島歯科健診) ⇒ 新型コロナウイルスで集団健診は中 成人歯科健診勧奨(無料クーポン券) 介護予防・健康教育(きらっと元気教室) ⇒ 新型コロナウイルスで中止 いきいき元気食事づくり教室 ⇒ 新型コロナウイルスで中止 介護食づくり教室 ⇒ 新型コロナウイルスで中止 介護教室 ⇒ 新型コロナウイルスで中止 地域ケア会議 ⇒ 新型コロナウイルスでWeb会議														
					介護予防事業 一般介護予防事業普及啓発・リーダー育成事業 ロトレ教室 (諫早歯科医師会講師依頼・長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託) 地域介護予防活動支援事業(口腔機能向上) (長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託) 介護予防・生活支援サービス事業短期集中予防サービス 訪問型 (諫早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託) 介護予防・生活支援サービス事業短期集中予防サービス 通所型 (諫早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託) 訪問指導事業 介護予防教室事業 健康づくりのための地域活動支援事業 フレイル予防教室(保健事業と介護予防の一体的実施) 独居高齢者個別訪問(リーフレット配布) 出前講座 歯周疾患検診 広報紙による歯科予防掲載 歯周疾患検診(70歳) 出前講座(介護予防の一環として口腔ケアに関する啓発) 介護予防教室(プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を 実施)														
					ふれあいいきいきサロン 口腔衛生訪問指導 在宅訪問歯科診療事業 介護予防教室 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 口腔機能低下予防 お口いきいき”健康支援(口腔ケア)事業 (市は啓発と申込受付の														

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分						一般的な歯科保健相談・指導	その他
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	予防体制 (PMTTC・除石 等)	独自の歯科に関する 助成制度	教室・研修		
五島	五島市	事業名及び事業概略、または予算事業外対応							
西彼	西彼市	お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業（市は啓発と申込受付のみ） ・通所型サービスA事業にて「お口の健康講話」実施。 ・まちづくり出前講座にて「お口の健康講話」実施。	○						○
県南	雲仙市	介護予防教室での歯科指導		○					○
県南	南島原市	歯周病予防健診（20～74歳の市民対象、歯科医院において無料（節目年齢）または500円で健診を受診できるよう補助） お口の健康相談（集団健診受診者対象、健診会場で希望者に対し歯科衛生士による歯科保健相談及び指導の実施） 長与町歯疾患検診（70歳の方）		○					○
西彼	長与町	一般介護予防事業（老人クラブ・サロン）「お口の健康について」 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 お口“いきいき”健康支援（口腔ケア）事業 （後期高齢者対象。町は啓発と申込受付のみ） 歯科医師会との連携事業（介護事業所への歯科出前講座） 70歳の者を対象とする歯周疾患検診（町内歯科医院へ委託）	○						○
西彼	時津町	歯科保健指導（個別指導） 歯科保健指導（集団指導） 要介護者の口腔機能の向上に関する教室 歯科口腔保健に関する出前講座や講演会 通所型サービスC事業（個別・集団歯科保健指導）							○
県央	東彼杵町	介護予防普及啓発事業（個別・集団歯科保健指導） 歯科相談（特定健診会場にて、アンケートで抽出した対象者のみに歯科相談の実施）							○
県央	川棚町	歯周疾患検診（町内歯科医院へ委託） 総合事業通所事業（C型） 8020コンテスト	○	○					○
県央	波佐見町	前期高齢受給者証交付時の歯科健康相談 8020コンテスト（達成者表彰式） 通所型サービスC事業での集団指導及び個別相談 一般介護予防事業での個別歯科指導及び相談 地域介護予防活動支援事業（いきいき百歳体操）での集団及び個別指導		○					○
上五島	小値賀町	R2年度中止							
県北	佐々町	歯周疾患検診（住民健診において40～70歳の5歳毎の節目健診を実施） 出前講座（地域デイサービスにおいて口腔ケアに関する講話を実施） 通所介護事業所担当者を対象に高齢者口腔ケアについての研修（県歯科衛生士会講師） 在宅歯科衛生士を対象にオーラルフレイル予防についての研修（県歯科衛生士会講師）	○					○	○
上五島	新上五島町	介護予防サポーター養成講座 歯周疾患検診を70歳の方を対象に実施（歯科医師会委託）	○						○
県庁	長寿社会課								

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTTC・除石 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他
県庁	国保・健康増進課 かかりつけ歯科医機能強化研修事業（県歯科医師会委託） 成人歯科衛生指導者養成事業（県歯科衛生士会委託） 咀嚼機能検査を使った歯科保健指導実施予定市町へリーフレット配布 長崎県後期高齢者医療広域連合 おろ「いきいき」健康支援（口腔ケア）事業	○	○				○		
団体	県歯科医師会 在宅歯科診療ネットワーク構築事業 在宅歯科医療に関わる歯科医療従事者人材育成支援研修事業 「口腔健康管理マニュアル～口腔機能管理編～」の作成						○		○
団体	県歯科衛生士会 成人歯科衛生指導者養成研修事業〔県委託〕 地域支援事業（介護保険）、口腔改書指導事業、短期集中型訪問事業〔長崎 市委託〕 介護予防普及啓発リーダー育成事業、介護予防活動支援事業〔諫早市委託〕 各地域の特定健診、歯周疾患検診、国保検診等にて健診協力 地域個別ケア会議への参画（実施市町）			○			○		○
	合計	25	11	5	0	5	32	36	7

3. 令和2年度の取り組み状況
(5) 障害児・者の歯科保健対策

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分																
		普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	医療体制	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指	その他									
政令市	長崎市	在宅寝たきり者及び在宅障害者歯科保健事業(県歯科衛生士会委託)	○						○									
政令市	佐世保市	障害福祉センターでの歯科健診及びフッ化物塗布 歯みんぐルーム(障がい児歯科相談・歯科健診)	○	○	○													○
県南	島原市	障がい福祉サービス事業研修会 ⇒新型コロナウイルスで中止 相談支援事業所連絡会(研修) ⇒新型コロナウイルスで中止	○															
県央	諫早市																	
県北	大村市	大村市障がい者歯の健康づくりネットワーク(協議の場)の開催																○
県北	平戸市																	
対馬	松浦市	障害者巡回歯科診療の申請について対応																○
対馬	対馬市	口腔衛生指導・福祉施設 在宅訪問歯科診療事業	○	○	○													○
舌岐	舌岐市																	
五島	五島市																	
西彼	西海市																	
県南	雲仙市																	
県南	南島原市																	
西彼	長与町																	
西彼	時津町																	
県央	東彼杵町																	
県央	川棚町																	
上五島	波佐見町																	
上五島	小値賀町																	
県北	佐々町																	
上五島	新上五島町																	
県庁	障害福祉課																	
県庁	国保・健康増進課																	
団体	県歯科医師会	障害者歯科診療・休日歯科診療事業(県歯科医師会委託)									○							
団体	県歯科衛生士会	障害者歯科診療・休日歯科診療事業									○							
	合計		5	3	2	2	2	1	2	4	3							

3. 令和2年度の取り組み状況
 (6) A. 歯科保健強化のための体制づくり

		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							
政令市	長崎市		協議体制設置・連携企画	歯科保健計画策定・評価	住民集会参加(市町)、専門家派遣(県)	資料作成補助や指導・助言等の技術支援	歯科専門職確保検討、キーマン等人材確保	研修	調査・研究	その他
政令市	長崎市	歯科口腔保健推進審議会の開催	○	○						
政令市	佐世保市	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会	○	○						
県南	島原市	歯科保健研究委託(長崎大学)		○					○	
県南	島原市	子ども発達センター歯科事業関係者会議 ⇒新型コロナウイルスで書面開催	○						○	
県南	島原市	歯科保健推進協議会	○							○
県南	諫早市	諫早市医療関係団体実施事業支援費補助金	○							
県南	諫早市	諫早市母子保健事業検討会	○							
県南	大村市	健康づくり推進協議会 歯科専門部会	○	○						
県南	大村市	地域ケア個別会議(歯科専門職による助言指導)	○							○
県南	平戸市	健康づくり推進協議会	○							
県北	松浦市	松浦市歯科保健事業連絡協議会(歯科医師会・市)	○							
対馬	対馬市	対馬市歯科福祉保健事業協議会	○	○					○	
対馬	対馬市	対馬市フッ化物洗口推進専門部会	○	○					○	
舌岐	舌岐市	舌岐地区歯科保健推進協議会・舌岐市歯科保健連絡会	○	○						
五島	五島市									
西彼	西彼市	健康づくり推進協議会(歯科部会)	○							
西彼	西彼市	歯科保健推進協議会	○							
県南	雲仙市	保健対策推進協議会	○							
県南	南島原市	南島原市歯科保健推進協議会の設置、協議会の開催	○							
西彼	西彼市	南島原市ことろごと体、口腔の健康づくり、食育推進計画(ひまわりプランⅢ)の策定・評価		○						
西彼	長与町									
西彼	時津町									
県南	東彼杵町	歯科保健対策協議会	○							○
県南	川棚町	フッ化物洗口推進協議会の開催	○							
県南	川棚町	川棚町歯科保健推進協議会	○							
県南	波佐見町	フッ化物洗口事業推進協議会の開催	○							
上五島	小値賀町	小値賀町歯科保健専門委員会	○							
上五島	小値賀町	小値賀町歯科保健推進協議会	○	○						
県北	佐々町	歯科保健データ収集・分析(う触予防、フッ化物関連事業の効果の検証)		○					○	
上五島	新上五島町	健康増進計画の中での歯科保健対策に関する取組の強化		○						
県庁	県庁	歯科専門委員会の開催 ※障害歯科分野のみ開催	○							
県庁	県庁	長崎県歯科保健データ収集・分析事業(県歯科医師会委託)								○
県庁	県庁	長崎県歯科保健データ収集・分析事業(2期目評価)のとりまとめ・公表		○						
県庁	県庁	長崎県口腔保健推進事業(口腔保健支援センター設置、人材確保・派遣、指導・助言)							○	○
県庁	県庁	長崎県福祉保健部・こども政策局との協議会	○							
県庁	県庁	長崎県三師会協議会	○							
県庁	県庁	長崎県歯科保健データ収集・分析事業	○							○

事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他
	協議体制設置・連携企画	歯科保健計画策定・評価	住民集会参画(市町)、専門医派遣(県)	資料作成補助や指導・助言等の技術支援	歯科専門職確保検討、キーマン等人材確保	研修	調査・研究	
団体	成人歯科衛生指導者養成研修事業実施〔県委託〕						○	
	長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会・専門委員会	○						
	長崎県地域リハビリテーション推進部会・長崎県介護予防市町支援部会	○						
	各地域歯科保健推進協議会(西彼、県央、県北、五島)	○						
	各地域個別ケア会議(長崎、佐世保、大村)			○				
	佐世保市歯と口腔の健康づくり推進協議会	○						
	大村市障がい者歯の健康づくりネット会議への参画	○						
	大村市福祉保健部・こども未来部協議会	○						
	諫早市4者協議会	○						
	合計	30	11	2	8	3	2	7

令和4年度の歯科専門職配置に対する取り組み希望状況

(6) A. 歯科保健強化のための体制づくり (追加) ※歯科専門職未配置の市町の国庫補助活用について

	希望有無	希望しない場合、歯科専門職を配置しない理由
政令市		
長崎市		
政令市		
佐世保市		
県南	×	国庫補助を活用しても財政的に困難であるため。(現在、歯科を含めた健康づくり計画で、健康づくりを推進しており、各事業ごとの雇上げで対応している。)
県央	×	関係機関との協議の場があり、事業に対する意見・助言についても各種事業の機会に対応する体制であるため。
県央	×	歯科に関する協議会の設置等は既に設置しているため。また、R3～介護保険の地域支援事業の一部を大村東彼歯科医師会へ委託し、連携を図っているため。
県北		
平戸市		
県北	×	必要に応じて歯科衛生士の派遣を受け事業を実施しているため。
対馬		
対馬市		
杵岐		
杵岐市		
五島		
五島市		
西彼		
西彼市		
県南	×	必要性はあるが、ほか専門職の人員も不足しており、歯科専門職配置の優先順位は低い状況であるため。
県南	○	
南島原市		
西彼	×	歯科保健事業の取りまとめは保健師がしている。歯科衛生士は事業ごとの雇用のため未配置。
長与町	×	歯科保健に係る業務の優先性が低く、配置の必要性がないため。
時津町	×	歯科保健に係る業務の優先性が低く、配置の必要性がないため。
県央	×	専門職を置くほどの業務量を見込めない。
東彼杵町	×	歯科保健推進会議には、歯科専門職は在籍しているが、より継続的な歯科の推進をおこなうためには、歯科専門職の配置は重要であると考えている。昨年度の推進会議は新型コロナウイルス感染症流行により、会議を中止したため、歯科専門職の配置について検討できていない。今後、推進会議や係で検討していきたい。
川棚町	×	強化のための体制づくりとして、今後協議を検討していく。
県央	×	マンパワー不足の為、配置していない
波佐見町	×	
上五島	×	
小値賀町	×	
佐々町	×	町内歯科医療機関との連携協力体制が整っているため
上五島		
新上五島町		

3. 令和2年度の取り組み状況
(6) B. 災害時の歯科保健

	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	内容区分							その他	
		協議体制	協議への参画	連携体制	県民(住民)への情報発信(普及啓発)	災害時の資料やマニュアル等の作成	訓練・研修への開催または参画	情報収集・調査、情報共有		
政令市	長崎市	災害時の歯科医療救護活動に関する協定(市歯科医師会と締結)	○		○				○	
政令市	佐世保市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(市歯科医師会と締結)			○				○	
県南	島原市	災害時の歯科医療救護に関する協定締結(島原南高歯科医師会と締結)			○					
県央	諫早市	災害時の歯科医療救護に関する協定書	○		○				○	
県央	大村市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定を大村東彼歯科医師会と締結(H30.7.30)	○							
県北	平戸市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書締結	○		○					
県北	松浦市	北松歯科医師会との災害時等の歯科医療救護活動に関する協定	○		○					
対馬	対馬市	対馬市歯科医師会災害協定締結	○		○					
宍岐	宍岐市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(宍岐市歯科医師会と締結)			○					
五島	五島市									
西彼	西彼市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(西彼歯科医師会と締結)			○					
県南	雲仙市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)			○					
県南	南島原市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)			○					
西彼	長与町	災害時等の歯科医療救護活動に関する西彼歯科医師会との協定			○					
西彼	時津町									
県央	東彼杵町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書			○					
県央	川棚町									
県央	波佐見町									
上五島	小値賀町									
県北	佐々町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定			○					
上五島	新上五島町	福江南松歯科医師会との災害時歯科保健医療の協定締結(2019年)令和2年度に「災害時歯科保健医療提供体制整備事業補助金」を活用し県歯科医師会にポータブルエックス線装置等の災害用機器を配備。			○					○
県庁	医療政策課									
県庁	国保・健康増進課	未実施								
団体	関係団体との災害対策に関する協議会の開催		○	○	○				○	
団体	外部団体主催災害対策研修会への参加[日本歯科衛生士会]							○		
団体	災害訓練(安否確認)実施							○		
団体	県歯科衛生士会	「災害支援対策マニュアル」発行						○		
団体	日本歯科衛生士会	「災害支援対策マニュアル」の登録及び登録訓練の参加						○		
団体	災害関係参加研修会内容の情報共有							○		
	合計		6	1	16	1	3	3	5	1

3. 令和2年度の取り組み状況 県立保健所の管内所感

項目	内容	
西岐	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針	
	管内の保育所（園）、幼稚園ではほぼ100%フッ化物洗口について取り組んでいる。	
	小中学校は100%フッ化物洗口について取り組んでいる。	
	妊婦の歯科検診や定期的な検診の実施に向けた取り組みがみられる。 検診と合わせて、相談指導が行われている。	
【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健の実態を把握し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進する。県モデル事業の実施状況等の情報提供や情報交換を行いオーラルフレイル予防を図る。 ・県平均や管内の他の市町と比較してう蝕有病者率が高い市町は、妊娠期（胎見期）から保護者の歯科に対する意識向上の取り組みが必要。 ・幼保のフッ化物洗口については、園医から施設長へ歯の大切さやフッ化物洗口の有効性を説明し、説得することが必要。 フッ化物洗口が、管内市町全施設及び全学年で実施されるよう継続して働きかける必要がある。	
県央	（1）乳幼児期	どの市町も歯科健診受診率が低いことが課題。今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さ、成人期歯科健診の周知等が住民へ行われるよう働きかける必要がある。
	（2）学齢期	高齢者の通いの場などを利用して、各市町でオーラルフレイル対策の取り組みが普及していくよう働きかける必要がある。
	（3）成人期	歯科保健に関する協議の場の設定を継続する。今後は、オーラルフレイル対策、障害児・者の歯科保健対策について焦点を当て、協議をしていくことを検討中。障害児については、保護者の歯科に関するニーズの把握、医療機関の体制整備や保護者への情報提供等について協議が必要。
	（4）高齢期	乳幼児期のむし歯の状況は全体的には改善傾向にあるが、地域差が見られる。保健所等によりフッ化物洗口実施施設割合が昨年度より低下した市もあり、今後も協議会や保育会との連携を図り、フッ化物実施状況の向上を目指したい。 12歳児の一人当たりの水たまりの取除率を向上させ、歯垢の付着を抑制し、フッ化物洗口の効果を高める。しかし、小学校・中学校・高等学校のフッ化物洗口の実施率が100%に達したため、今後も実施率100%を保てるよう関係機関と連携し、フッ化物洗口の効果によってむし歯数が減少することを期待したい。
県南	（1）乳幼児期	各市、歯周病予防検診等を実施しているが、受診率も低く、若いうちからの歯周病予防の必要性と各市の実施する健診について、住民へのよりの一層の周知が必要であるため、周知方法についても考えていく必要がある。
	（2）学齢期	各市で介護予防事業の一環として歯科指導や歯周病予防検診等の取組が行われている。オーラルフレイルは全身の健康状態低下に繋がるため、早い時期からの予防の必要性の周知と、保健事業と介護予防事業が一体化し、通いの場等を活用したオーラルフレイルへの介入を推進していく必要がある。
	（3）成人期	保育園等のフッ化物洗口の実施率向上に向けた協議。乳幼児期におけるむし歯数が多い子を持つ家庭についての介入支援。成人期における若いうちからの歯周病予防についての協議。高齢者のオーラルフレイル予防についての取組状況の確認と実施に向けた課題や必要な支援の協議。
	（4）高齢期	管内のう蝕有病者率・一人当たりの平均う蝕数は、全国、長崎県と比較しても多い。保護者の意識の差が大きく、関心のない保護者への働きかけが課題。また、フッ化物塗布について、市町実施事業ではなくかかりつけ歯科医院で塗布する場合もあるため、実態把握（特に継続塗布状況）ができていない点も課題。
県北	（1）乳幼児期	フッ化物洗口実施率は、小学校・中学校共に100%（一部離島地区を除く）で体制は整ったため、特に課題等なし。
	（2）学齢期	働き盛りの歯周疾患検診の受診率が低く、健診の実施方法や知識の普及が課題。
	（3）成人期	介護サービス利用者としていない人の個人格差が大きいが課題。オーラルフレイル予防のポピュレーションアプローチや個別ケア会議におけるハイリスク者への専門職の介入を協議会で働きかけていく必要がある。
	（4）高齢期	障害者歯科における現状の把握と啓発活動
【保健所が必要と考える地域で行う取組】		

	項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
県立保健所	(1) 乳幼児期	3歳児のむし歯のない者の割合が県平均よりも低く、目標値の85%に到達していない。前年度より3歳児のむし歯のない者の割合は増加しているため、五島市による10ヶ月児・1・6健診、3歳児健診での個別指導や2歳健康相談での指導等の対策を継続していく必要がある。
	(2) 学齢期	12歳及び15歳の一人当たりの永久歯のむし歯本数は県平均よりも低い。令和2年度から中学校でのフッ化物洗口を導入。実施率は100%。実施状況等について歯科推進協議会で共有し、課題があれば整理が必要。
	(3) 成人期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ない。長崎大学による歯周病検診データで現状確認しているが、R2年度は新型コロナウイルス感染症により中止。
	(4) 高齢期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ない。長崎大学の歯周病検診データで現状確認しているが、R2年度は新型コロナウイルス感染症により中止。介護保険事業計画の中で、フレイル予防として歯科保健活動（在宅介護支援者向け研修会、老人クラブ等への出前講座、施設への実態把握調査等）の実施を五島市長寿介護課が検討されていたため進捗状況について確認が必要。
上五島	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	保健所歯科保健推進協議会による歯科保健対策の評価及び推進、関係機関との連携強化。
	(1) 乳幼児期	フッ化物洗口の浸透によりむし歯予防の強化やむし歯児童数の減少が見られる。しかし、家庭内格差が解消されていない。引き続き家庭内におけるむし歯予防のための普及啓発が必要である。
	(2) 学齢期	県の補助期間終了後もフッ化物洗口事業の継続的な実施が必要。中学校や高校での歯周病予防に関する啓発推進。
	(3) 成人期	歯科保健に興味がある人は増えてきた。しかし、健診等の予防活動につながっていない。歯周病検診の受診率控除が課題である。
杵岐	(4) 高齢期	上五島圏域における①高齢者の口腔ケアに関する現状を正しく把握すること②歯科医師及び歯科衛生士と高齢者施設の仕事者の意識の差を明らかにし、今後の連携体制の構築につなげることを目的としてアンケート調査を実施。集計後、歯科保健推進協議会の委員と分析を行う。高齢者の自立支援及び介
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	高齢者のう歯や歯周病の予防、フレイルに対する食事指導等の日常生活の支援を目的とした他職種との連携体制の構築
	(1) 乳幼児期	・フッ化物応用によるむし歯予防は、4歳児以上に対する保育所・幼稚園の体制は整い、今後のむし歯予防に効果が期待できます。しかし、甘味飲料を飲まない12ヶ月児の割合やフッ化物塗布塗布利用率等の減少がみられ、生活習慣や行動の改善は一部にとどまっています。 ・市と共同で開催する歯科保健協議会やデンタルワークショップなどを通じて、乳幼児期のむし歯予防に関する知識の普及を図る必要があります。 ・複数のむし歯を有するハイリスク乳幼児が全体のむし歯数を引き上げている現状から、その把握と対応について市と協議する必要があります。
	(2) 学齢期	H29年度に管内全小学校で、H31年度に管内全中学校でフッ化物洗口が行われる体制が整いました。管内の学童期におけるむし歯保有率は県全体と比較すると高い傾向にありますが、今後改善が期待できます。1人あたりのむし歯の本数は個人差が大きいため、乳幼児期からの対策が重要です。
県立保健所	(3) 成人期	歯周疾患健診受診率は低い状況にあり、歯科健診の推進やかかりつけ歯科医による管理推進が必要で、今後、歯科保健協議会等で必要な取組みについて協議を行っていきます。
	(4) 高齢期	杵岐リハビリテーションセンターが中心となって施設や在宅療養者を支援する福祉職等を対象とした研修会を開催しています。保健所は広域支援センターと連携を図り、地域の人材育成が進むよう支援していきます。
	【保健所が必要と考える地域で行う取組】	定期検診を実施する人の増加、歯周疾患検診の受診率向上を図るための取組み

		地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針	
		項目	
県立保健所	対馬	(1) 乳幼児期	3歳児の一人平均むし歯数は、年々改善している。5歳児の一人平均むし歯数は改善がみられるなどしているが、定期的健診を受ける児の割合など目標達成にはまだまだ及ばない状況。乳幼児健診時等における健康教育、1.6・2歳・3歳児の歯科健診やフッ化物塗布事業等は実施されている。保護者への予防意識の啓発等を更に推進していくことが必要。
		(2) 学齢期	12歳児の一人平均むし歯の本数、学齢期のう蝕有病率、18歳の歯周疾患有病率、18歳の1人平均う蝕数は、ここ数年減少傾向。小学校、中学校におけるフッ化物洗口実施施設の割合は100%であり、今後も実施継続を推進していく必要がある。小・中学校等でのむし歯・歯周病予防に関する啓発についても更に推進していく必要がある。
		(3) 成人期	妊婦とその夫を対象とした成人歯科健診・保健指導等を実施しており、R2年度からは全島への実施に拡大された。40歳以上を対象とした歯科健診は未実施であるが、対馬市の成人歯科の取り組みについて対馬地区歯科保健推進協議会で協議し、特定健診時の生活歯擦プログラムを活用した歯科保健指導などの新たな取り組みを開始している。今後も引き続き、歯周病予防対策・成人歯科の取り組みを推進していく必要がある。
		(4) 高齢期	対馬市歯科衛生士による口腔衛生訪問指導、在宅訪問歯科診療などを継続し、口腔の定期的チェックや口腔ケアへの関心を高めていくことが必要。また、歯科・介護連携等により要介護者等の口腔状況の改善から生活の質の向上を図る取り組みも必要である。
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健推進協議会において、「歯周病予防・成人期の歯科保健対策」及び「高齢者のオーラルフレイル予防」について、重点的に協議（進捗確認含む）し、推進していく必要がある。

【参考：データ収集している市町】 令和2年度評価

1. 目標
 (1) 成果指標

ライフステージ または社会分野	評価	長崎	佐世保 佐世保市	県南 島原市	県央 諫早市	県央 大村市	県北 平戸市	県北 松浦市	対馬 対馬市	香岐 香岐市	五島 五島市	西彼 西海市	県南 雲山市	南島原市	西彼 長与町	西彼 時津町	県央 東彼杵町	川棚町	県央 波佐見町	上五島 小値賀町	県北 佐々町	上五島 新上五島町	データ有 市町数	
3. 成人期	40歳代で喪失歯のない者の増加 (R4目標：80%)	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
	20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少 (R4目標：25%)	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
4. 高齢期	40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 (R4目標：25%)	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1市町
	60歳代における咀嚼良好者の増加 (R4目標：90%)	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
	80歳代で24歯以上の歯を有する者の増加 (R4目標：70%) 50歳代で20歯以上の歯を有する者の増加 (R4目標：50%)	×	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3市町
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少 (R4目標：45%)	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1市町

(2) 活動指標

ライフステージ または社会分野	評価	長崎	佐世保 佐世保市	県南 島原市	県央 諫早市	県央 大村市	県北 平戸市	県北 松浦市	対馬 対馬市	香岐 香岐市	五島 五島市	西彼 西海市	県南 雲山市	南島原市	西彼 長与町	西彼 時津町	県央 東彼杵町	川棚町	県央 波佐見町	上五島 小値賀町	県北 佐々町	上五島 新上五島町	データ有 市町数	
3. 成人期	過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加 (R4目標：65%)	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
	過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加 (R4目標：65%)	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町

(R3.3.31現在)

令和2年度県内施設のフッ化物洗口実施状況(市町別)

圏域	市町名	幼保施設										小学校施設										幼保施設・小学校の計		中学校(私立含・国立除く)				
		保育所(認可・認可外・へき地)		幼稚園(国立除く)		認定こども園		幼保施設計(菌なまる評価用)		小学校(私立含・国立除く)		小学校施設		幼保施設		中学校												
		実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率
長崎市	長崎市	61	98	62.2%	17	25	68.0%	26	32	81.3%	104	155	67.1%	68	68	100.0%	172	223	77.1%	37	38	97.4%	172	223	77.1%	37	38	97.4%
	佐世保市	48	59	81.4%	19	25	76.0%	17	19	89.5%	84	103	81.6%	46	46	100.0%	130	149	87.2%	26	26	100.0%	130	149	87.2%	26	26	100.0%
西彼	西海市	12	15	80.0%	2	2	100.0%	4	4	100.0%	18	21	85.7%	13	13	100.0%	31	34	91.2%	6	6	100.0%	31	34	91.2%	6	6	100.0%
	長与町	9	9	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	12	12	100.0%	5	5	100.0%	17	17	100.0%	3	3	100.0%	17	17	100.0%	3	3	100.0%
西彼	時津町	9	9	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	12	12	100.0%	4	4	100.0%	16	16	100.0%	2	2	100.0%	16	16	100.0%	2	2	100.0%
	西彼小計	30	33	90.9%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	42	45	93.3%	22	22	100.0%	64	67	95.5%	11	11	100.0%	64	67	95.5%	11	11	100.0%
県央	諫早市	29	51	56.9%	9	10	90.0%	6	7	85.7%	44	68	64.7%	28	28	100.0%	72	96	75.0%	14	14	100.0%	72	96	75.0%	14	14	100.0%
	大村市	21	23	91.3%	6	6	100.0%	12	12	100.0%	39	41	95.1%	15	15	100.0%	54	56	96.4%	6	6	100.0%	54	56	96.4%	6	6	100.0%
県央	東彼杵町	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	川棚町	2	3	66.7%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	5	6	83.3%	3	3	100.0%	8	9	88.9%	1	1	100.0%	8	9	88.9%	1	1	100.0%
県央	波佐見町	2	3	66.7%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	4	5	80.0%	3	3	100.0%	7	8	87.5%	1	1	100.0%	7	8	87.5%	1	1	100.0%
	県央小計	54	80	67.5%	15	16	93.8%	25	27	92.6%	94	123	76.4%	51	51	100.0%	145	174	83.3%	23	23	100.0%	145	174	83.3%	23	23	100.0%
県南	島原市	18	21	85.7%	/	/	/	6	6	100.0%	24	27	88.9%	10	10	100.0%	34	37	91.9%	5	5	100.0%	34	37	91.9%	5	5	100.0%
	雲仙市	15	23	65.2%	/	/	/	3	4	75.0%	18	27	66.7%	17	17	100.0%	35	44	79.5%	7	7	100.0%	35	44	79.5%	7	7	100.0%
県南	南島原市	23	24	95.8%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	29	30	96.7%	17	17	100.0%	46	47	97.9%	8	8	100.0%	46	47	97.9%	8	8	100.0%
	県南小計	56	68	82.4%	1	1	100.0%	14	15	93.3%	71	84	84.5%	44	44	100.0%	115	128	89.8%	20	20	100.0%	115	128	89.8%	20	20	100.0%
県北	平戸市	15	15	100.0%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	21	21	100.0%	15	15	100.0%	36	36	100.0%	9	9	100.0%	36	36	100.0%	9	9	100.0%
	松浦市	10	10	100.0%	/	/	/	4	4	100.0%	14	14	100.0%	9	9	100.0%	23	23	100.0%	6	6	100.0%	23	23	100.0%	6	6	100.0%
県北	佐々町	3	3	100.0%	/	/	/	1	1	100.0%	4	4	100.0%	2	2	100.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%
	県北小計	28	28	100.0%	1	1	100.0%	10	10	100.0%	39	39	100.0%	26	26	100.0%	65	65	100.0%	16	16	100.0%	65	65	100.0%	16	16	100.0%
五島	五島市	15	15	100.0%	/	/	/	5	5	100.0%	20	20	100.0%	14	14	100.0%	34	34	100.0%	11	11	100.0%	34	34	100.0%	11	11	100.0%
	小値賀町	9	9	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%	12	12	100.0%	11	11	100.0%	23	23	100.0%	5	5	100.0%	23	23	100.0%	5	5	100.0%
上五島	新上五島町	9	9	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%	13	13	100.0%	13	13	100.0%	26	26	100.0%	6	6	100.0%	26	26	100.0%	6	6	100.0%
	上五島小計	9	9	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%	20	20	100.0%	18	18	100.0%	38	38	100.0%	4	4	100.0%	38	38	100.0%	4	4	100.0%
若岐	若岐市	11	11	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	20	20	100.0%	18	18	100.0%	37	37	100.0%	12	12	100.0%	37	37	100.0%	12	12	100.0%
	対馬市	14	14	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%	18	18	100.0%	19	19	100.0%	37	37	100.0%	12	12	100.0%	37	37	100.0%	12	12	100.0%
市町小計	市町小計	326	415	78.6%	73	88	83.0%	106	117	90.6%	505	620	81.5%	321	321	100.0%	826	941	87.8%	166	167	99.4%	826	941	87.8%	166	167	99.4%
	県立学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
公立学校小計	公立学校小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	私立学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
県全体	県全体	326	415	78.6%	73	88	83.0%	106	117	90.6%	505	620	81.5%	323	327	98.8%	828	947	87.4%	172	182	94.5%	828	947	87.4%	172	182	94.5%
	私立学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

(R3.3.31現在)

令和2年度県内施設のフッ化物洗口実施者の状況(市町別)

圏域	市町名	保育所(認可・認可外・へき地)				幼稚園(国立除く)				認定こども園				幼児施設計				小学校施設				幼児施設・小学校の計				中学校(私立含・国立除く)			
		実施者数	施設対象者数	実施率	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	対象施設実施率	実施者数	施設対象者数	実施率	対象施設実施率
長崎市	長崎市	1,686	1,711	98.5%	928	1,061	87.5%	1,553	1,579	98.4%	4,167	4,351	95.8%	15,620	18,705	83.5%	19,787	23,056	85.8%	7,204	8,346	86.3%							
佐世保市	佐世保市	1,263	1,316	96.0%	1,199	1,288	93.1%	885	895	98.9%	3,347	3,499	95.7%	12,936	13,505	95.8%	16,283	17,004	95.8%	4,900	6,179	79.3%							
西彼	西海市	206	206	100.0%	32	32	100.0%	128	128	100.0%	366	366	100.0%	1,220	1,268	96.2%	1,586	1,634	97.1%	419	558	75.1%							
	長与町	218	218	100.0%	235	235	100.0%	87	87	100.0%	540	540	100.0%	2,232	2,342	95.3%	2,772	2,882	96.2%	663	1,140	58.2%							
東彼	時津町	287	322	89.1%	114	193	59.1%	70	73	95.9%	471	588	80.1%	1,648	1,730	95.3%	2,119	2,318	91.4%	412	837	49.2%							
	西彼小計	711	746	95.3%	381	460	82.8%	285	288	99.0%	1,377	1,494	92.2%	5,100	5,340	95.5%	6,477	6,834	94.8%	1,494	2,535	58.9%							
県央	諫早市	772	779	99.1%	554	654	84.7%	170	186	91.4%	1,496	1,619	92.4%	5,934	7,558	78.5%	7,430	9,177	81.0%	2,225	3,403	65.4%							
	大村市	673	686	98.1%	380	505	75.2%	658	681	96.6%	1,711	1,872	91.4%	5,968	6,231	95.8%	7,679	8,103	94.8%	2,912	2,912	100.0%							
県南	東彼杵町	54	57	94.7%	/	/	/	70	71	98.6%	70	71	98.6%	335	358	93.6%	405	429	94.4%	141	176	80.1%							
	川棚町	26	40	65.0%	/	/	/	44	46	95.7%	70	86	81.4%	809	822	98.4%	879	908	96.8%	391	418	93.5%							
県南小計	1,525	1,562	97.6%	934	1,159	80.6%	1,081	1,138	95.0%	3,540	3,859	91.7%	13,713	15,671	87.5%	17,253	19,530	88.3%	5,978	7,296	81.9%								
県北	島原市	319	329	97.0%	/	/	/	179	181	98.9%	498	510	97.6%	2,175	2,295	94.8%	2,673	2,805	95.3%	1,007	1,131	89.0%							
	雲仙市	236	287	82.2%	/	/	/	116	120	96.7%	352	407	86.5%	2,091	2,143	97.6%	2,443	2,550	95.8%	906	1,041	87.0%							
県南小計	414	425	97.4%	66	68	97.1%	127	128	99.2%	607	621	97.7%	2,013	2,077	96.9%	2,620	2,698	97.1%	995	1,094	91.0%								
五島	島原市	969	1,041	93.1%	66	68	97.1%	422	429	98.4%	1,457	1,538	94.7%	6,279	6,515	96.4%	7,736	8,053	96.1%	2,908	3,266	89.0%							
	平戸市	312	320	97.5%	34	36	94.4%	95	102	93.1%	441	458	96.3%	1,423	1,449	98.2%	1,864	1,907	97.7%	655	732	89.5%							
上五島	松浦市	169	171	98.8%	/	/	/	165	165	100.0%	334	336	99.4%	1,138	1,208	94.2%	1,472	1,544	95.3%	445	551	80.8%							
	佐々町	114	115	99.1%	/	/	/	115	119	96.6%	229	234	97.9%	964	986	97.8%	1,193	1,220	97.8%	370	399	92.7%							
市町小計	県北小計	595	606	98.2%	34	36	94.4%	375	386	97.2%	1,004	1,028	97.7%	3,525	3,643	96.8%	4,529	4,671	97.0%	1,470	1,682	87.4%							
	五島小計	298	306	97.4%	/	/	/	163	174	93.7%	461	480	96.0%	1,526	1,580	96.6%	1,987	2,060	96.5%	764	846	90.3%							
県立学校	小値賀町	143	145	98.6%	52	53	98.1%	32	32	100.0%	195	198	98.5%	538	675	79.7%	733	873	84.0%	365	401	91.0%							
	新上五島町	143	145	98.6%	52	53	98.1%	32	32	100.0%	227	230	98.7%	619	761	81.3%	846	991	85.4%	407	445	91.5%							
私立学校	彦岐市	162	171	94.7%	190	193	98.4%	52	54	96.3%	404	418	96.7%	1,407	1,435	98.0%	1,811	1,853	97.7%	725	761	95.3%							
	対馬市	226	234	96.6%	92	92	100.0%	105	105	100.0%	423	431	98.1%	1,371	1,413	97.0%	1,794	1,844	97.3%	693	715	96.9%							
県全体	市町小計	7,578	7,838	96.7%	3,876	4,410	87.9%	4,953	5,080	97.5%	16,407	17,328	94.7%	62,096	68,568	90.6%	78,503	85,896	91.4%	26,543	32,071	82.8%							
	県立学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	公立学校小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	私立学校	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	県全体	7,578	7,838	96.7%	3,876	4,410	87.9%	4,953	5,080	97.5%	16,407	17,328	94.7%	62,254	69,261	89.9%	78,661	86,589	90.8%	27,496	34,955	78.7%							

法律第九十五号（平二十三年八月十日）
歯科口腔保健の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進及び県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な歯科口腔保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じた歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念を踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割)

第5条 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 教育関係者等は、前項の目的を達成するため、県民の歯・口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する労働者の歯科健診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する健診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科健診等」という。）の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者及びその被扶養者の歯科健診等の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識を持ち、更に理解を深めるよう努める

ものとする。

- 2 県民は、県及び市町が実施する歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔^{くわう}の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画)

第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健法第13条第1項に規定する計画として、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画（以下「長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 県は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民、市町その他歯・口腔^{くわう}の健康づくりに係る活動を行う関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- 3 長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔^{くわう}保健の推進に関する基本的事項を勘案し、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性に配慮するものとする。

- 4 県は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に公表しなければならない。

- 5 長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

- 6 第2項から第4項までの規定は、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画)

第9条 市町は、当該市町の実情に応じた歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、長崎県歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する基本的な計画（以下「市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 県は、市町が市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画を定めようとする場合には、当該市町の求めに応じ、適切な情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。

- 3 県は、前項に定めるもののほか、市町歯・口腔^{くわう}の健康づくり推進計画の策定状況等市町における歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに教育関係者等との連携体制の構築に関すること。

- (2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策、妊産婦及びその配偶者（婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）並びに乳幼児に対する歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる歯科健診を含めた効果的な歯・口腔の疾患の予防及び健康づくりに関する施策の促進に関すること。
- (3) 第8条第2項の関係者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組の促進に関すること。
- (4) 歯科、医科、薬科及び多職種との適切な連携（歯科、医科、薬科及び多職種に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。）による歯・口腔の健康づくりに関する取組、細菌性又はウイルス性の疾患の予防という観点から、糖尿病を主とした全身疾患及び歯科疾患が関係する取組並びに周術期における口腔機能管理の適切な実施のための連携体制構築の促進に関すること。
- (5) 県民が定期的に歯科健診を受けることの勧奨その他必要な施策に関すること。
- (6) スポーツ、労働等によって生じる歯・口腔に関する外傷及び障害等の防止並びにこれらの軽減を図るための対策の促進に関すること。
- (7) 成人期（学生を含む。）における歯周病の予防対策の促進に関すること。
- (8) 医療的ケア児、医療的ケア者、障害児、障害者、要介護者等に対する適切な口腔健康管理に係る施策の促進に関すること。
- (9) 高齢者がフレイル状態（加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態をいう。）になることを予防するため、オーラルフレイル対策（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態になることを未然に防ぐための取組をいう。）に係る施策の促進に関すること。
- (10) 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及び関係者の資質向上に関すること。
- (11) 災害発生時及び感染症まん延時における歯科保健医療等の提供体制の確保及び資質の向上に関する施策の促進に関すること。
- (12) 歯科衛生士をはじめとする歯・口腔の健康づくりの推進に従事する者の確保、養成及び資質の向上に関する施策の促進に関すること。
- (13) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の促進に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の促進に関すること。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町、事業者、保険者、学校等が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

（効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等）

第11条 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助

言を行うものとする。

(歯と口の健康週間)

第12条 県民の間に広く歯・口腔^{くわう}の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯と口の健康週間を設ける。

2 歯と口の健康週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 県は、市町と連携し、歯と口の健康週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

第13条 知事は、県民の歯・口腔^{くわう}の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、国が実施する歯科疾患実態調査時に合わせて、県民の歯科疾患等の実態についての調査(以下「県民歯科疾患実態調査」という。)を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、県民の幼児期からの歯・口腔^{くわう}の健康づくりを効果的に推進するため幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周疾患の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

3 県民歯科疾患実態調査及び前項の調査は、その結果を公表するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、歯・口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年6月4日から施行する。

(令和2年12月25日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

